



第2回 川崎市

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

シンポジウム

平成27年7月22日（水） 13：30～16：00
高津市民館 大ホール

- | | |
|-------------|---|
| 13:30～13:40 | 開会のあいさつ |
| 13:40～14:40 | 基調講演
「支え合い育み合うまちづくりにむけて：地域包括ケアを考えよう」
国際医療福祉大学大学院教授
堀田 聡子 先生

～ 休憩 ～ |
| 14:50～15:45 | パネルディスカッション
「訪問介護と定期巡回サービスの連携について」

社会福祉法人慈正会 居宅介護支援センター虹の里
介護支援専門員 土肥 喜久江 様

特定非営利活動法人 ワークスコレクティブグループとも
管理者 影山 順子 様

エイプレイス麻生

川崎市健康福祉局 |
| 15:45～15:55 | 質疑応答 |
| 15:55～16:00 | 閉会のあいさつ |

主催 川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会・川崎市健康福祉局高齢者事業推進課



ごあいさつ

川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会
事務局 山崎 直樹

平成24年4月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護がスタートし、3年が経ちました。現在9法人11事業所にて計263名の方にサービス提供させて頂いております。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期的訪問介護サービスだけでなく、緊急時のニーズにも対応できる随時訪問サービスが提供されることが特徴です。そして、これらのサービスが24時間365日提供されます。

川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会では、川崎市と協力しサービスの普及に努めて参りました。これまでの活動の集大成として、昨年度、初めて本シンポジウムを開催させて頂き、200名近くの方にご来場頂きました。

そして今回、昨年引き続き堀田聡子先生をお迎えし地域包括ケアの講演をして頂きます。堀田先生の講演は今後の地域包括ケアを考える貴重な講演になると思います。

後半のパネルディスカッションでは、川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会としては、川崎市が今年度より開始したあらたな取り組みを皆様に発表させて頂きます。この取り組みは、地域の訪問介護事業所と連携し、本サービスを提供するものです。より多くの方々に定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供できることを期待しております。

まだまだ発展途上のサービスではございますが、今後とも地域包括ケアの一翼を担えるよう努力して参ります。

本日はご来場頂き、誠にありがとうございます。

以上

訪問介護と定期巡回サービスの連携による 新しいサービス作りに向けた取組について

平成27年7月
川崎市定期巡回・随時対応型訪問介護看護シンポジウム

川崎市高齢者事業推進課 介護基盤係

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは？

定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、

重度の要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みの不足や、

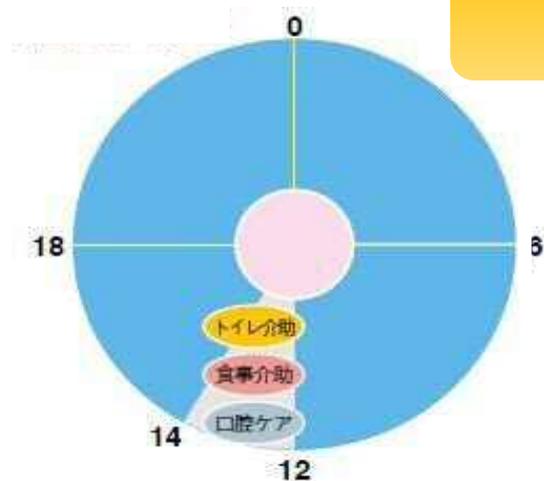
医療ニーズがある高齢者に対して医療と介護の連携が必ずしも十分でない

という課題を受け、平成24年4月に創設されたサービスです。

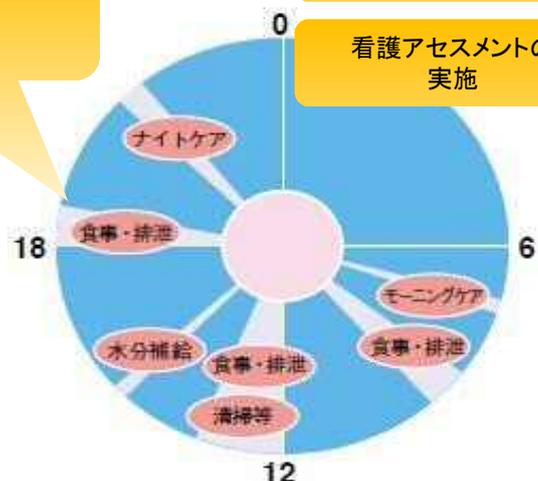
定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは？

まとまったケアを
得意とする訪問介護

小刻みなケアを
得意とする定期巡回



サービス事業所の判断で
利用者の状態に応じた
サービスの調整ができる



必要に応じて訪問看護の
提供

看護アセスメントの
実施

事例出典 一般社団法人24時間在宅ケア研究会「定期巡回・随時対応サービスのポイント」

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の課題

本日のお話に関係する部分では・・・

【課題1】

- 1事業所あたりの担当エリアが広がると移動時間が負担に
- 結果として、サービスの供給力が小さくなっている

移動時間の効率化により供給力を増やす方法はないのか？

【課題2】

- 訪問介護との競合
- 既存サービスからの切り替えが難しい(ことが普及を阻んでいるという意見も・・・)

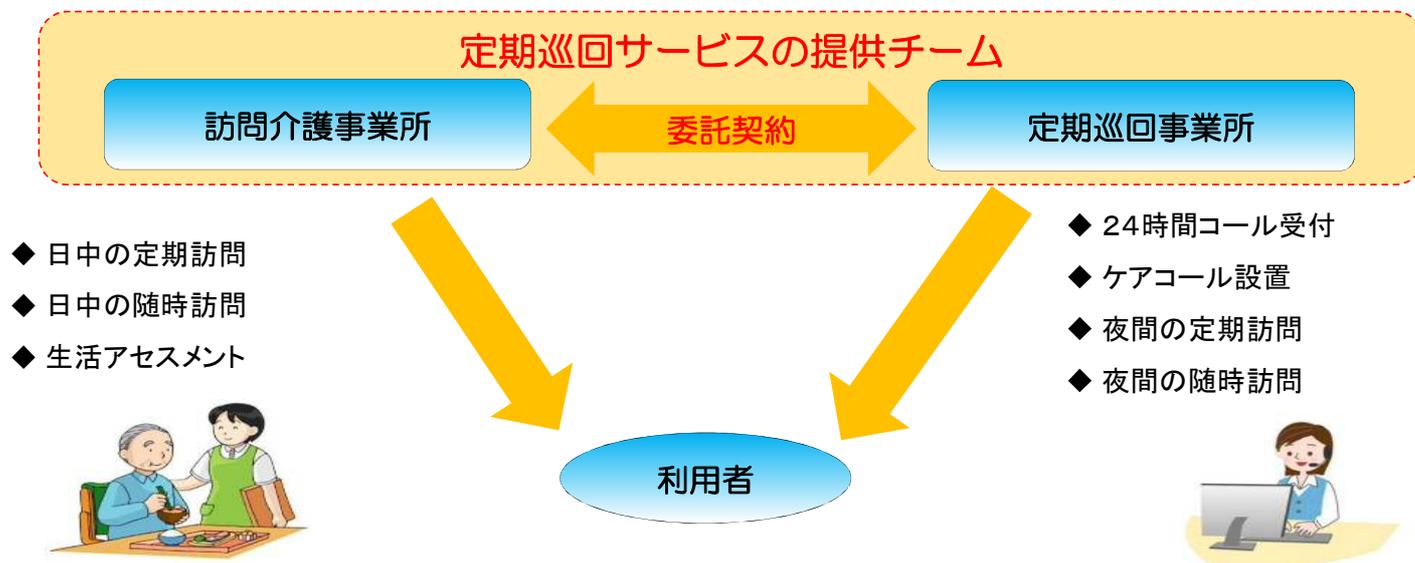
しかし・・・

「訪問介護」と「定期巡回」、それぞれの**特徴や強み**がある

それぞれの強みを生かしたより**良い支援**の方法はないのか？

「地域連携型サービス」とは？

訪問介護事業所と定期巡回事業所が委託関係となり、互いに定期巡回サービスの提供者としてチームを組み、利用者を支える仕組みです。



【参考】業務の一部委託に関する条例上の規定

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務については、一定の条件を満たした場合に、外部の訪問介護事業者等に委託することが可能となります。(基準条例 第33条第2項)

《要件》

- ① 適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制が構築されていること
- ② 他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営が見込まれること
- ③ 利用者の処遇に支障がないこと
- ④ 市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内であること

《委託できる範囲》

定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービスの事業の一部(全部は×)

行政からのバックアップ

- ① 業務委託指針の策定と参加事業所の公表(H27. 5～)
- ② 連絡協議会との連携による事例や情報の共有
- ③ 人材育成・資格取得の支援(取組への参加事業所を対象とした喀たん吸引を始めとする研修受講支援 等)

市としての狙い

➤ 定期巡回の供給力を増やしたい

- 地域の訪問介護事業所の力を借りることで、サービス供給力を増やせるのでは？

➤ 定期巡回をより気軽に使ってもらいたい

- 実際に定期巡回を「やってもらう」ことでサービスの特性や内容を知ってもらい、訪問介護事業所が「自社の取組」として連携型定期巡回サービスの利用を提案できるようになるのでは？
- 連携型サービスによって、「2週間だけ定期巡回を使う」「落ち着いたら定期巡回から訪問介護に戻す」といった多様な提案が行いやすくなるのでは？
- サービスが替わっても訪問介護事業者が関わり続けることで、利用者へのケアの一貫性を担保できるのでは？

➤ 定期巡回事業に興味を持ってもらいたい

- サービスに実際に参加することで定期巡回事業への理解を深めてもらい、訪問介護事業所からの新規参入を検討してもらえるのでは？
- 定期巡回事業への参入によって、スタッフのスキルアップやモチベーション向上が図れるのでは？

訪問介護と定期巡回サービスの 連携によるメリット

平成27年7月
川崎市定期巡回・随時対応型訪問介護看護シンポジウム

川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会

訪問介護と定期巡回の違い

■定期巡回のポイント

- ・短時間・複数回のサービスが可能
- ・介護度に応じた固定費用

■利用例

- ・一日数回、服薬確認のみのサービス提供
- ・食事準備や排泄など生活全般の支援
- ・体調不良時は訪問回数を増加



個別性のある柔軟なサービスが提供可能

事業所連携による変更点

■【定期巡回の課題】

①対応可能エリア

- ・定期巡回事業所から遠いとサービス提供困難

②定期巡回の事業所が単独で対応

- ・複数事業所で協力して支えることが出来ない
- ・定期巡回事業所だけでは人手が足りない



事業所連携による改善

- ①複数事業所で定期巡回サービスを提供
- ②訪問介護事業所が継続して関わり可能
- ③必要に応じて定期巡回⇔訪問介護の切替

定期巡回のサービス例

ケース①【訪問介護事業所からの連携】

【事例 A様】

- ・訪問介護で1日3回のオムツ交換
- ・食事の用意、その他の支援は奥様が行っている
- ・最近状態が変わり、夜間や随時のオムツ交換も必要



【訪問介護⇒定期巡回への移行】

- ①定期的な訪問＋随時の対応で家族の負担軽減
- ②現在の事業所＋定期巡回事業所の連携でサービス
 - ・事業所を変更せずに定期巡回サービスを提供
 - ・必要に応じて訪問介護へ戻せる

定期巡回のサービス例

ケース②【定期巡回を前提とした連携】

【事例 B様】

- ・退院により訪問介護の利用希望
- ・独居なので生活全般的に支援が必要
- ・認知症の症状も現れ始めている



【事業所連携で定期巡回を開始】

- ①日中はA事業所、夜間はB事業所で協力
- ②サービス開始当初は手厚く、落ち着けば適正な訪問回数に修正
- ③施設ではなく、在宅生活の限界点を伸ばせる

連携事例

平成27年7月
川崎市定期巡回・随時対応型訪問介護看護シンポジウム

川崎市地域密着型訪問介護事業者連絡協議会

基本情報

女性 93歳 介護度2 日中独居

【主疾患】認知症 高血圧症 糖尿病

【サービス導入経緯】

今までは、昼食時30分の訪問介護(食事の見守り・介助)を利用。

→食事・水分摂取量低下。活動量・ADL低下。転倒継続。

食事・水分摂取量の確保。ご家族不在時の安否確認が必要。

⇒日中複数回の訪問を希望(定期巡回サービスの導入検討)。

【アセスメント結果】

日中傾眠傾向。歩行不安定。室内歩行器使用(歩行器を忘れることもある)。覚醒状況により、食事量も不安定。

介護計画

転倒リスクが高い為、こまめな安否確認が必要。

- ・訪問毎のトイレの声掛け、見守り・誘導。
- ・万が一転倒されていた場合の早期発見・対応。

水分・食事摂取量の維持が必要。

- ・昼食時の見守り・介助は継続。
- ・訪問毎の食事および水分摂取の声掛け、見守り。



【週間計画】

	月	火	水	木	金	土	日
10:00	○	○	○	○	○	ご家族対応	ご家族対応
12:00	○	○	○	○	○		
14:00	○	○	○	○	○		
15:30	○	○	○	○	○		
17:00	○	○	○	○	○		

訪問介護事業所との連携

【事業所の課題】

日中5回の訪問計画、1つの事業所でのサービス提供は人員配置的に困難。



地域の連携先訪問介護事業所へ相談し、ケア内容、訪問日程を調整。

	月	火	水	木	金	土	日
10:00	○	○	○	○	○	ご家族対応	ご家族対応
12:00	連携	○	連携	連携	○		
14:00	○	○	○	連携	○		
15:30	○	○	○	○	○		
17:00	○	○	○	○	○		

連携先訪問介護事業所との連携により、定期巡回サービスがスタート

【今後として】

現状、食事・水分摂取量が改善され、ADLも回復傾向。

⇒**選択肢の多様化** 状況により定期巡回⇔訪問介護への切り替えが可能

參考資料

川崎市指定訪問介護事業者と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の

連携に関する業務委託指針

第1条（目的）

この指針は、介護を必要とする在宅要介護高齢者が増加している情勢を受け、訪問介護事業者と定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の連携（以下「定期巡回地域連携型サービス」という。）により、多様な介護ニーズに対応する柔軟な介護サービスの提供を確保することを目的とする。

第2条（業務の委託）

定期巡回地域連携型サービスに参加する指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業者（以下「委託者」）は、川崎市から指定を受けた「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を実施するにあたり、当該事業に関する以下の業務（以下「本業務」という）を指定訪問介護事業者（以下「受託者」）に委託することができる。委託業務の内容、資格要件、開始時間及び終了時間、委託料金については、別表で定める。

- (1) 定期巡回サービスの提供に係る業務
- (2) 随時訪問サービスの提供に係る業務
- (3) サービス利用者の生活アセスメントに係る業務
- (4) 定期巡回サービス及び随時訪問サービスの付随業務

第3条（契約期間）

本契約の期間は、契約締結の日から、各年度末とする。ただし、本契約満了日の1ヶ月前までに、一方又は双方の事業所から書面による申し入れがない場合には、本契約は自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第4条（業務委託料及び支払条件）

業務委託は毎月月末締めとして、翌月10日頃までに受託者が請求書を発行し、委託者は、翌々月末までに、指定する金融機関口座に該当月分を支払うものとする。また、その際の振込手数料は、委託者が負担するものとする。

第5条（委託業務に関する必要な知職等の伝達）

委託者は、受託者が第2条に定める業務を実施するにあたり適切に業務を実施できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な知職等を伝達しなければならない。

第6条（再委託の禁止）

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に再委託できない。

第7条（利用者への説明及び同意）

定期巡回地域連携型サービスの提供開始に際し、川崎市が定める条例（※）に基づいて行う、サービスの「内容及び手続きの説明及び同意」に当たっては、可能な限りの受託者も同席のうえ、本指針に基づきサービス提供の内容を利用者に伝えるときも、委託者及び受託者が連携してサービスを提供することについて同意を得なければならない。

（※）川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第10条

第8条（守秘義務）

受託者は、委託者の事前の書面による承諾なくして、受託者が本契約を通じて口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の委託者の技術上、営業上並びに業務上の一切の情報を本事業遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

第9条（個人情報）

委託者および受託者は、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、本業務の遂行にあたって知り得た利用者および家族等に関する個人情報等的一切を開示または漏洩してはならないものとする。なお、委託者および受託者の従事者も同様の義務を負うものとする。

2. 前項に拘らず委託者および受託者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとする。

第10条（クレーム、トラブル等への対応）

本業務に関して、利用者もしくは家族または第三者からの問い合わせや苦情等（以下、「クレーム」という）および事故等（以下、「トラブル」という）の対応は、原則として受託者の責任において受託者が行うものとする。ただし、受託者単独では対応できない問題が生じた場合には、受託者はクレームおよびトラブルの内容を直ちに委託者へ報告するものとし、委託者は受託者と協力して問題解決にあたるものとする。

第11条（規律維持）

委託者および受託者は、本業務に当たたる従事者の指導に万全を期し、安全衛生上および服務規律の良好なる維持に努め、その責任を負うものとする。

第12条（法令上の責任）

受託者は、本業務履行にあたる従事者に対する雇用人および使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

第13条（損害賠償）

委託者および受託者は、本業務履行中、それぞれの従事者の責に帰すべき事由により利用者もしくは家族または第三者に損害を与えた場合、それぞれの責任において損害を賠償しなければならないものとする。第7条または第8条に違反した場合にも同様とするものとする。

2. 受託者が故意または過失により本業務を履行しなかった場合、受託者は委託者の被った損害を賠償するものとする。

別表1（委託業務内容）

業務種別	委託内容
定期巡回サービス	利用者に対し、予め作成された居宅サービス計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の居宅を1日複数回定期的に訪問し、利用者の在宅での日常生活を支えるために必要な援助を提供する業務。 1回の訪問において提供する援助の標準的時間は、概ね20分未満程度を目安とし、1日の中で短時間複数回の訪問による支援を行うよう努めるものとする。ただし、個別に20分を超えるサービス提供が必要と認められた場合には、この限りではない。
随時訪問サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーターの要請に基づき、速やかに利用者宅を訪問し、必要に応じて介護サービスの提供や緊急連絡先への連絡を行う業務。
生活アセスメント	受託者が定期巡回サービス及び随時訪問サービスにより利用者宅を訪問した場合又は必要に応じて実施した聞き取り等により把握した、利用者の心身の状況・生活環境等の変化に関する情報や、サービス内容の見直しの必要性に関する意見等を、毎月月末に委託者に報告するものとする。なお、月途中で利用者の心身の状況の変化等が生じた場合には、必要に応じた情報連携を行うものとする。
その他付随する業務	受託者は定期巡回サービス及び随時訪問サービス（以下「本件サービス」という）の提供を行うにあたり、必要に応じて利用者に対して本件サービスに関する説明及びその補足をを行うものとする。 利用者の居宅の入居に関する鍵管理が発生した場合においては、預かり状の取り交わしを行うなど、細心の注意を払うこととする。

別表2（資格要件）

業務種別	資格要件
定期巡回サービスに従事する職員	川崎市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する条例で定める資格要件
随時訪問サービスに従事する職員	川崎市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する条例で定める資格要件

第14条（社会紛争及び天災）

戦争、地震、風水害等、著しい社会秩序の混乱により、受託者の本業務の履行が不可能になった場合、それによって生じた委託者の損害に対して甲は責を負わないものとする。

第15条（契約解除）

委託者は、受託者が本指針に基づき締結した契約に定める義務を履行しないときは、契約を解除することができるものとする。

- 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、受託者に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。
- 本契約が解除された場合、委託者は受託者に対し、本業務履行部分について未払いの業務委託料を速やかに支払うものとする。

第16条（解約）

委託者および受託者は、やむを得ない事情がある場合、文書で通知することにより、1ヶ月間の予告期間において、委託契約を解約することができるものとする。

なお、解約に当たっては、委託者および受託者は、利用者の処遇に影響が出ないよう必要な措置を取ることとする。

第17条（協議事項）

本指針に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、双方誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

第18条（指針の見直し）

本指針で定めた事項について、制度改正、介護報酬改定、その他運用実績等を踏まえて改定の必要が認められた場合については、適宜見直しを行う。

**附 則
（施行期日）**

- この指針は、平成27年4月15日から施行する。

別表3（委託業務の開始時間及び終了時間）

	時間
委託開始時間	7時から10時の間で、委託者が定める時間
委託終了時間	18時から22時の間で、委託者が定める時間

別表4（委託料金）

料金形態	委託料金
出来高払い制	サービス提供10分あたり500円（税抜）

(※) 当該業務については、消費税課税対象となる。

(※) 委託料金を計算するための時間の積み上げは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に位置付けられる時間を基本とする。ただし、実際のサービス提供に要した時間が計画に位置付けられた予定時間を大幅に超過し、且つ、委託者がサービス提供内容について適当と認めた場合についてはこの限りではない。

地域連携訪問介護事業者

No.	事業者名	事業者番号	所在地	連絡先	受託可能時間帯	実施地域
1	「結」ケアセンターあさお	1475600944	麻生区片平2-22-1-103	044-981-0775	9:00～18:00	麻生区、多摩区、宮前区の一部
2	ケア工房・真謝	1465690060	麻生区王禅寺西1-44-1 第2芙蓉ビル102	044-969-5831	9:00～17:00 上記時間以外も応相談可	麻生区、多摩区、宮前区の一部
3	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブグループとも	1475600449	麻生区王禅寺西3-26-6	044-953-8656	9:00～17:00 上記時間以外も応相談可	麻生区
4	川崎市社会福祉協議会 かわさき訪問介護支援事業所	1475000046	川崎区日進町1-11 川崎ルフロン8階	044-222-7948	7:00～21:00	川崎区
5	川崎市社会福祉協議会 さいわい訪問介護支援事業所	1475100044	幸区戸手本町1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラザ内	044-556-5535	7:00～21:00	幸区
6	川崎市社会福祉協議会 なかはら訪問介護支援事業所	1475200042	中原区今井上町34 和田ビル1階	044-722-7710	7:00～21:00	中原区
7	川崎市社会福祉協議会 たかつ訪問介護支援事業所	1475300057	高津区久本3-1-26 ピークレセント1階	044-814-1138	7:00～21:00	高津区
8	川崎市社会福祉協議会 みやまえ訪問介護支援事業所	1475500045	宮前区宮崎2-6-10 宮崎大ガーデンオフィス4階	044-856-5827	7:00～21:00	宮前区
9	川崎市社会福祉協議会 たま訪問介護支援事業所	1475400030	多摩区登戸1763 ライフガーデン向ヶ丘2階	044-935-5916	7:00～21:00	多摩区
10	川崎市社会福祉協議会 あさお訪問介護支援事業所	1475600035	麻生区万福寺1-2-2 新百合21ビル1階	044-952-4716	7:00～21:00	麻生区

定期巡回随時対応型訪問介護看護地域連携型サービス導入事業者一覧

No.	事業者名	事業者番号	所在地	連絡先	委託希望時間帯	実施地域
1	野末整形外科歯科内科 定期巡回随時対応型訪問介護看護	1495000364	川崎区小田5-19-7 2階	044-366-0383	8:00～20:00	川崎区
2	フルライフ川崎	1495100271	幸区幸町2-593 モリファーストビル3階B	044-520-2091	8:00～18:00	川崎区、幸区、中原区
3	フルライフ中原	1495200139	中原区新丸子東1-770-1 ライオンズマンション新丸子102	044-948-6711	8:00～18:00	幸区、中原区、高津区、宮前区
4	あうん24	1495400259	多摩区登戸2158-2	044-932-3322	8:00～18:00	多摩区
5	エイプレイス麻生	1495600353	麻生区百合丘1-4-1 ウッドヴェッスル1階	044-959-6460	8:00～18:00	宮前区、多摩区、麻生区

定期巡回・随時対応型訪問介護看護地域連携届出

川崎市長寿社会部高齢者事業推進課ご担当者

あて先(044-200-3926)

平成 年 月 日

事業者番号	
事業者名	
ご担当者	
住所	
電話	
FAX	
委託時間	
実施地域	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護地域連携届出

川崎市長寿社会部高齢者事業推進課ご担当者

あて先(044-200-3926)

平成 年 月 日

事業者番号	
事業者名	
ご担当者	
住所	
電話	
FAX	
受託可能時間	
実施地域	

川崎市定期巡回・随時対応型訪問介護看護シンポジウム

《お問い合わせ先》

川崎市地域密着型訪問介護連絡協議会事務局

Tel 044-860-6530

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

Tel 044-200-2454